

平成29年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	592,466 件
(2) 年 間 総 給 水 量	130,159,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	356,600 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設整備事業 事業費	10,055,146 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	32,560,021	千円	
第1項 営業収益	31,260,799	千円	
第2項 営業外収益	1,298,501	千円	
第3項 特別利益	721	千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用	27,790,508	千円	
第1項 営業費用	26,199,405	千円	
第2項 営業外費用	1,568,970	千円	
第3項 特別損失	2,133	千円	
第4項 予備費	20,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,679,919 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 820,372 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,312,224 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,338,697 千円、繰越利益剰余金処分額 4,208,626 千円で補填するものとする。) 。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	3,691,011 千円
第 1 項	企 業 債	2,882,000 千円
第 2 項	負 担 金 及 び 寄 附 金	808,997 千円
第 3 項	資 産 売 却 代 金	14 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	17,370,930 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	12,693,539 千円
第 2 項	償 還 金	4,667,391 千円
第 3 項	予 備 費	10,000 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	北部配水場更新事業 (配水池築造、管廊布設)	千円 2,747,120	平成29年度	千円 144,720
				平成30年度	1,080,000
				平成31年度	807,400
				平成32年度	501,600
				平成33年度	213,400

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道業務端末等賃貸借及び保守	平成30年度から 平成34年度まで	162,443 千円
北部配水場更新事業（4号配水池撤去）	平成30年度から 平成31年度まで	454,720 千円
軌道下鞆管モルタル注入工事（配水管廃止）	平成30年度から 平成31年度まで	227,139 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
施設整備事業	千円 2,882,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又は

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 3,847,649 千円

(2) 交 際 費 425 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,712 千円である。

(利益剰余金の処分)

第 1 1 条 繰越利益剰余金のうち 4,208,626 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 4,208,626 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 1 2 条 たな卸資産の購入限度額は、662,322 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 7 日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人